

松 山 大 学 論 集
第 22 卷 第 5 号 抜 刷
2 0 1 0 年 12 月 発 行

チリの FTA 戦略と日本・チリ EPA の現状

道 下 仁 朗

チリの FTA 戦略と日本・チリ EPA の現状*

道 下 仁 朗[†]

チリは 1990 年代から自由貿易協定 (Free Trade Agreement, 以下 FTA) を諸外国と積極的に締結し、世界でも有数の FTA 締結国となっている。チリが現在締結している FTA は日本を含む 19 で、その中には欧州連合 (EU) や南米南部共同市場 (MERCOSUR) も含まれるため、締約相手国としての数は 53 ケ国に達している¹⁾ (表 1 参照)。FTA 締結国との貿易シェアは、チリの輸出に占める FTA 締結国のシェアは約 85%、輸入に占めるシェアは 89% に達しており²⁾ 形式的には世界でもトップクラスの貿易自由化を達成した国であるといえる。

チリが FTA の締結にきわめて熱心であることはよく知られている。しかしながら、なぜチリが FTA 締結を貿易政策の中心に据えたのかについては、さほど知られてはいない。また、チリが FTA によって実際に経済成長を遂げたのかについては、主な FTA の締結がここ 10 年の間に行われたに過ぎないため、実証が難しい。本論文では、チリが FTA 戦略を推進した理由について、過去の研究から明らかにするとともに、チリの FTA が貿易にどのような影響

* 本稿は 2008 (平成 20) 年度松山大学特別研究助成による成果の一部である。また、ラテン・アメリカ政経学会第 45 回全国大会 (上智大学, 2008 年 12 月 7 日) における報告「チリの FTA 戦略と日本・チリ EPA の課題」を加筆・修正したものである。報告にあたっては、慶應義塾大学総合政策学部渡邊頼純教授より貴重なコメントを頂きました。心より感謝申し上げます。

[†] e-mail : michi@cc.matsuyama-u.ac.jp ; phone (089) 925-7111

1) 経済連携協定 (EPA) を含む。ラテンアメリカ統合連合 (ALADI) の枠内での経済補完協定 (ACE) を含む。中米との FTA においては、関税減免が発効済みの 2 ケ国のみを含む。

2) 2008 年 1 ~ 8 月の DIRECON のデータを元に算出。

をもたらしたのかについて、日本との経済連携協定（EPA）を例として明らかにする。

本論文の構成は次の通りである。第1節では、チリのFTA戦略の簡潔なサーベイを行う。1990年の政権交代から始まるFTA戦略の経緯について述べ、そのうえで、EUや米国などの主要国とのFTAの締結に関して、概観する。第2節では、日本とのEPA締結について経緯を概観するとともに、締結1年後の貿易への影響について詳しく述べる。その際、日本とチリがFTAの締結によって得たものを比較することによって、日本チリEPAに、渡邊（2004）で述べられている「非対称性」が現れていることを明らかにする。

1 チリのFTA戦略

1.1 1990年代以降のチリの貿易政策

チリは、他のラテン・アメリカ諸国と同じように、1930年以降貿易自由化と保護主義化を繰り返し行ってきた³⁾中でも、1970年から73年にかけて、アジェンデ政権の下で行われた保護貿易措置は最も厳しく、その規模はチリ史上最大であった。アジェンデ政権が崩壊する1973年末において、関税率は平均で105%、最大で750%であった。この時期の貿易額は関税引き上げの影響により、著しく落ち込んでいる。1973年には、クーデターによってアジェンデ政権が崩壊し、ピノチェト政権が樹立され、翌1974年から経済自由化政策に転換が図られた。貿易についても、関税引き下げや数量制限の撤廃などによって自由化が推し進められることになる。

1974年には輸入関税の大幅な引き下げが行われた。その後の度重なる引き下げにより、1977年8月には平均で19.7%となった。このとき、関税率は財の種類ごとに10~35%の範囲で設定されていたが、その後、少数の例外品目を除いてすべての輸入品目の関税率を一律関税率（arancel uniforme）に統一す

3) 1990年までの貿易自由化の経緯の詳細についてはDe la Cuadra and Hachette (1991), Lederman (2005)を参照。

ることとなり、1979年12月に10%の単一関税率が実現した。その後、1982年に発生した債務危機に対する経済政策の一環として、一時的に関税率が引き上げられた。結局、ピノチェト政権末期の1989年時点で一律関税率は15%であった。

この時期の貿易政策は「一方的（片務的）貿易自由化」であり、チリが一方的に関税を引き下げたものである。

1990年にピノチェト政権が退陣して、中道左派政党連立（通称「コンセルタシオン」）によるエイルウィン政権が発足し、民政移管が実現した。当初、中道左派政権は実質賃金の引き上げや労働改革を予告しており、これらの改革がいずれも輸出競争力を低下させる効果を持っていたことから、前政権が推進してきた貿易自由化路線を放棄し、再び保護貿易に転換するのではないかとの予測が持たれていた（Hachette (2000), p. 308）。ところが新政権は前政権の貿易自由化政策を放棄せず、むしろ自由化をさらに推し進める政策をとった。1991年に、一律関税率を前政権末期の15%から11%に引き下げた。引き下げはその後とも断続的に行われ、2003年には6%に引き下げられ、現在もその水準が維持されている。

前政権の一方的貿易自由化政策を継承する一方で、新政権は新たな貿易自由化戦略を打ち出した。チリが自国の関税率を一方的に引き下げただけでは、チリ自らの輸出拡大は見込めない。そこで、輸出相手国の関税率引き下げをねらって、新たに FTA による相互的（双務的）な貿易自由化政策を採用したのである。当初、チリが行った FTA 戦略は、ラテン・アメリカ諸国が加盟しているラテンアメリカ統合連合（Asociación Latinoamericana de Integración, ALADI, 英略称 LAIA）の枠内で定められた特惠関税協定（部分到達協定⁴⁾）の一種である経済補完協定（Acuerdo de complementación económica, ACE）と呼ばれる協定を加盟国と個別に締結することによって、締結国との間の関税を減免するというものであった。ALADI 加盟国の間で締結された経済補完協定には、それぞれ固有の番号がつけられており、表1における No. はその番号を表

している。

1991年9月22日に、メキシコとの間で経済補完協定（ACE No. 17）が調印され（1992年1月発効）、この協定を皮切りに、チリは近隣のラテン・アメリカ諸国や主要国とのFTA締結に邁進することとなった（表1参照）。メキシコとはその後、本格的な自由貿易協定を締結しており、ペルーやコロンビアとも、90年代に締結された経済補完協定を、2000年代に自由貿易協定へ更新している⁵⁾。

ラテン・アメリカ各国との経済補完協定を相次いで締結すると同時に、主要先進国とのFTA締結も推進した。最初に協定締結にこぎつけたのはカナダで、その後、EUや米国とも締結した。2000年代に入ると、アジアとのFTAにも積極的になり、韓国・中国・日本と相次いでFTAが締結されている。

このように、1990年以降の貿易政策は、「一方的（片務的）貿易自由化」に「相互的（双務的）貿易自由化」を加えたものであり、チリが関税引き下げによって一方的に自由化を進めただけでなく、FTAを積極的に締結して相手国の関税率を引き下げることに成功したといえる。

90年以降の各政権が、一方的貿易自由化に加え、相互的貿易自由化を採用した理由としては、「前政権との差別化」「貿易ブロックからの排除の恐れ」「前政権の外交的孤立の解消」といった点に加え、「他国への市場アクセスの確保」が挙げられる。一方的自由化は、自国市場の他国からのアクセスを容易にする

4) ラテンアメリカ統合連合では、究極目的としている共通市場の創出のために、3つの特惠メカニズムが定められている。「地域関税特惠 (preferencia arancelaria regional)」、「地域到達協定 (Acuerdo de alcance regional)」、「部分到達協定 (Acuerdo de alcance parcial)」の3つで、このうち到達協定は実質的に特惠関税協定である。地域到達協定は加盟国すべてによって締結されるもので、部分到達協定は複数国間で締結される特惠関税協定である。

5) 表1においてFTAと記載されているもののうち、ペルーとコロンビア以外のFTAは、スペイン語での表記が“Tratado de libre comercio”（略称TLC）となっており、より正確には「自由貿易条約」となる。一方、ペルーとコロンビアとのFTAは、“Acuerdo de libre comercio”（略称ALC）で、こちらは「自由貿易協定」である。しかしながら、内容に関して大きな違いは見受けられないため、本稿における日本語表記はすべて「自由貿易協定」としている。

表1：チリの自由貿易協定締結状況

相手国	協定のタイプ	調印（署名）日	発効日
ベネズエラ	経済補完協定（ACE No. 23）	1993年4月2日	1993年7月1日
ボリビア	経済補完協定（ACE No. 22）	1993年4月6日	1993年7月7日
エクアドル	経済補完協定（ACE No. 32）	1994年12月20日	1995年1月1日
MERCOSUR ^{a)}	経済補完協定（ACE No. 35）	1996年6月25日	1996年10月1日
カナダ	FTA	1996年12月5日	1997年7月5日
メキシコ	FTA	1998年4月17日	1999年8月1日
中米	FTA	1998年10月18日 ^{b)}	
EU	連合協定	2002年11月18日	2003年2月1日
米国	FTA	2003年6月6日	2004年1月1日
韓国	FTA	2003年2月15日	2004年4月1日
EFTA	FTA	2003年6月26日	2004年12月1日
中国	FTA	2005年11月18日	2006年10月1日
P4 ^{c)}	連合協定	2005年7月18日	2006年11月8日
ペルー	FTA	2006年8月22日	2009年3月1日
コロンビア	FTA	2006年11月27日	
日本	EPA	2007年3月27日	2007年9月3日
インド	部分到達協定 ^{d)}	2006年3月8日	2007年8月17日
パナマ	FTA	2006年6月27日	2008年3月7日
キューバ	経済補完協定（ACE No. 42）		2008年8月28日

出所：ジェットロホームページ，DIRECON ホームページより作成

a) 南米南部共同市場（ブラジル，アルゼンチン，パラグアイ，ウルグアイ）。

b) 2002年2月14日コスタリカ，2002年6月3日エルサルバドルと関税減免。

c) ニュージーランド，シンガポール，ブルネイ，チリ。

d) インド商工省商務局のサイト（<http://commerce.nic.in/>）では“Preferential Trade Agreement”となっている。

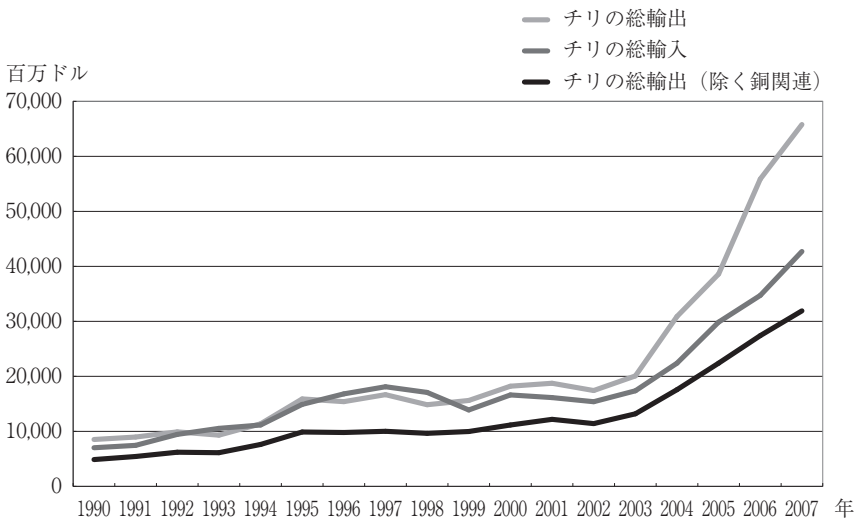
ものの，自国の輸出産業にとっては，他国市場へのアクセスこそが重要である。そこで，FTAによって締結国の関税率を撤廃させることで，輸出拡大を狙ったと考えられる。

1.2 チリの貿易の現状と特徴

チリの貿易規模は、1990年代を通じて大きな変化はないが、2000年代に入り、輸出、輸入とも急激に増加傾向にある（図1参照）。輸出増加の主な要因は銅関連輸出の増加によるものであるが、銅関連輸出を除いた輸出総額を見ても、2000年代には増加傾向が顕著である。輸出増加が顕著な理由としては、米国および中国向けの輸出が、2000年代に入り大幅に増加したことが挙げられる。

中国は、2000年のチリの対中輸出額が約9億ドルであったのに対し、2007年には99億ドルに達しており、7年で10倍の規模に拡大している。特に、2006年から2007年にかけての伸びが顕著で、2006年の49億ドルから2007年の99億ドルと、1年間で輸出額が倍増した。チリと中国は2005年11月18日にFTAを調印し、2006年10月1日に発効している。輸出品目の上位が精製

図1：チリの総貿易額推移



出所：UN Comtrade, Prochile 各データベースより

銅（陰極銅）と銅鉱石であることは発効前後で変わりはないが、精製銅（陰極銅）の輸出額が2006年の16億ドルから2007年の50億ドルと、金額ベースで3倍の増加を示している⁶⁾。精製銅（陰極銅）の関税率は、協定発効前に2%であったが、FTA発効時に撤廃されている。銅鉱石の輸出額は、発効前後で大きな変化はない。関税率は発効前から無税となっている。

米国に関しては、チリと米国のFTAが2003年6月6日に調印され、2004年1月1日に発効している。2003年までのチリの対米国輸出の主な品目が、大西洋鮭フィレや木材であったのに対し、2004年以降、精製銅（陰極銅）の輸出が急増しており、FTA以降の主要輸出品目となった。米国の精製銅（陰極銅）に対する関税率は1%であったが、発効2年目から無税となっている⁷⁾。

2 日本・チリ経済連携協定の経緯と現状、課題

2.1 日本とチリの貿易

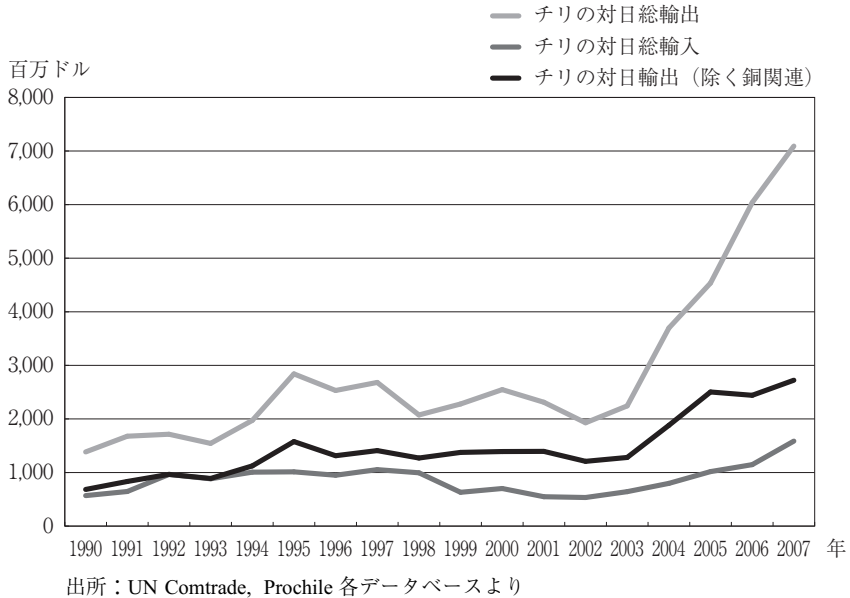
図2にあるように、日本とチリの間での貿易は、1990年以降、2000年代に入るまで、約30億ドル前後の規模で推移してきた。チリの対日輸入に比べ、対日輸出は常に2倍を超えており、その主な要因は銅関連輸出である。一方、チリの対日輸入に関しては、一貫して10億ドル前後で推移しており、この間、チリの総輸入額に占める対日輸入シェアは10%前後で、2000年代に入ると3%にまで落ち込んでおり、チリにおける輸入相手国としての日本の相対的な位置は年々低下している。

2000年代に入り、輸出に関しては異常な伸びを示しているが、これは銅鉱石・精製銅（陰極銅）の世界的な価格上昇に伴うものと思われる。実際、数量ベースではこれほど顕著な増加を示してはいない。また、銅関連製品（銅鉱石および精製銅（陰極銅））を除いた対日輸出額は2000年代も漸増傾向にとどまっ

6) 数量ベースでは、2006年に25万トン、2007年に74万トンで、金額同様3倍増となっているが、2005年以前も中国へは平均で50万トンの輸出を行っている。

7) 発効1年目は関税割当が実施されている。

図2：日本とチリの貿易額推移



ており（図2）、対日輸出の急激な増加の主因が銅関連の世界的な価格上昇であることが推測できる。

2.2 日本とチリのEPA締結

日本とチリは、2005年1月にFTAに関する共同研究会の立ち上げ合意をきっかけに、2006年2月から2006年11月までの5回に渡る交渉を経て、2007年3月27日に日本・チリ経済連携協定（EPA）の調印を交わした。協定は2007年9月3日に発効している。

この協定によって、発効から10年以内に、日本の対チリ輸出額の99.8%が無税に、チリの対日本輸出額の90.5%が無税になるとされている。例えば太平洋鮭に関して、日本は10年間で漸進的に引き下げることになっており（基準税率から無税までの11回の毎年均等な引き下げ）、WTO協定税率が3.5%

であるのに対し、原産国がチリの場合、発効2年目の2008年12月時点で0.6%引き下げられ、2.9%となっている。

チリ外務省国際経済関係総局（DIRECON）がまとめた発効1年目の総括によれば、チリの対日本輸出額は、2006年7月～07年6月の70億4,000万米ドルから、発効日を含む2007年7月～08年6月の76億6,930万米ドルと、約1割の増加を示した。一方、対日本輸入額は同時期で12億9,230万米ドルから22億2,250万米ドルと、急激な増加を示している。この傾向は、チリ輸出振興局（PROCHILE）のデータベースによる直近のデータによっても同じような数値となる（表2）。

この数値を見る限り、発効1年目のEPAによる貿易への効果は、チリよりも日本にあるようである。チリに短期的な効果が見られない原因としては、チリの主要輸出品目であり、対日輸出額の7割を占める銅鉱石に関する日本の関税がもともと無税であったことや、鮭やワインなど、銅関連品を除くチリの主要輸出品目の多くが、5～12年にわたる漸進的な引き下げであることから、発効2年目で実質的に関税が引き下げられていないため、大きな効果が得られにくいことが挙げられる。

一方、日本の輸出が急激に伸びた原因の1つとしては、EPA発効前にはほとんどチリに輸出されていなかった石油製品（ガソリン、軽油、重油など）が、EPA発効後に急激に増加したことが挙げられる。石油製品に関しては、チリは6%の関税を発効日に即時撤廃しており、それまで主な輸入国であった韓国からの石油製品に比べ、相対的に安価になったことが、急激な輸入増の原因の1つと考えられるかもしれない⁸⁾。一方で、日本からの主な輸入品目である乗用

表2：チリの対日本貿易額

(単位：百万米ドル)

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2006.09-08	2007.09-08
チリの対日輸出額	1,927	2,237	3,696	4,535	6,038	7,091	6,687	7,702
チリの対日輸入額	534	634	797	1,016	1,146	1,586	1,289	2,525

出所：PROCHILE, UNComtrade の各データベースより作成

車に関しては、発効前後で大きな変化は見られないが、漸増の傾向が見られる。

2.3 関税撤廃スケジュールについて

前節で述べたように、日本・チリ EPA における関税撤廃スケジュールは、日本とチリで大きな相違がある。表3には、2007年における日本のチリからの輸入品目上位と、各品目の関税撤廃スケジュールを示した⁸⁾

表3にはすべて記載していないが、輸入額上位50品目の合計輸入額は79億9,295万米ドルで、チリからの輸入総額(81億5,941万米ドル)の98%を占めている。この上位50品目のうち、EPA発効時に有税であった品目で、なおかつ発効日に関税が撤廃された品目は「フェロモリブデン」「魚の油脂及びその分別物(除く肝油)」「クランベリー、ビルベリーその他のパキニウム属の果実(生鮮のものに限る)」の3品目のみで、上位50品目に占める割合は0.9%に過ぎない。

また、5年から15年の段階的引き下げとなる品目の割合は11.6%で、関税割当もしくは据え置き(5年目に再交渉予定)の品目の割合は3.2%となっている。その他の品目はすべて、基準税率がもともと無税であって、発行日に撤廃となっているもので、EPAの締結に影響を受けない品目の割合が84.3%を占める。また、チリはWTOの特恵関税制度における一般特恵対象国となっており、WTO協定税率が有税であっても、特恵税率が適用されることで関税率が減免または無税となる品目があるため、EPAの影響を受けない品目がさらに多くなるという状況も発生している。

表4は、2007年におけるチリの日本からの輸入品目上位と、各品目の関税撤廃スケジュールが示されている。輸入額上位50品目の合計輸入額は13億

8) 韓国も、FTA発効前には石油製品を多くは輸出していなかったが、発効後、急激に輸出が増加している。

9) 表2がチリ政府発表の統計で、表3が日本政府発表の統計であるため、数値は一致しない。

表3：日本のチリからの輸入品目、金額、関税率、関税撤廃スケジュール（2007年）

HSコード ^{a)}	品目 ^{b)}	輸入金額 ^{c)}	基準税率 ^{d)}	削減・撤廃スケジュール ^{e)}
260300000	銅鉱（含む精鉱）	4,515,335	無税	A
261310000	モリブデン鉱（含む精鉱、焼いたもの）	818,254	無税	A
440122000	チップ・小片木材（針葉樹以外のもの）	345,447	無税	A
740311030	陰極銅・その切断片	326,884	無税（暫）	A
030319010	ぎんざけ（冷凍のもの）	278,072	3.5%	B10
030429950	冷凍フィレ（さけ科のもの）	259,706	3.5%	B10
020329022	豚の枝肉・骨付き以外の肉（冷凍のもの）	196,154	4.3%（暫）	Q ^{f)}
030321000	ます（冷凍のもの）	162,507	3.5%	B10
290511000	メタノール	84,643	無税	A
230120010	魚・甲殻類等の粉（食用に適さないもの）	81,901	無税	A
260112000	鉄鉱（含む精鉱、凝結させたもの）	81,888	無税	A
440710121	木材（針葉樹のもの）	73,590	無税（特）	A
283691000	リチウムの炭酸塩	65,193	無税	A
720270000	フェロモリブデン	62,018	2.64%（特）	A
470321000	化学木材パルプ（ソーダパルプ等、針葉樹のもの）	50,777	無税	A
260111000	鉄鉱（含む精鉱、凝結させてないもの）	47,984	無税	A
030799131	うに（冷凍のもの）	43,272	7%	B15
030499999	フィレ以外のその他の魚肉（冷凍のもの）	40,228	3.5%	B7
...	
	輸入総額	8,159,413		
	輸入額上位50品目合計 ^{a)}	7,992,959		
	aのうち有税から即時撤廃(A)品目計 ^{b)}	73,177	$b/a \times 100\% = 0.9\%$	
	aのうち段階引き下げ(Bn)品目計 ^{c)}	925,340	$c/a \times 100\% = 11.6\%$	

a) HSコードは財務省『実行関税率表』2008年4月版、「輸入品目統計番号」に基づく。

b) 品目名はJETRO『品目分類定義表（米国）』をベースに、財務省『実行関税率表』2008年4月版を参照して作成しており、便宜上表現を変えている。

c) 単位は千米ドル。財務省『輸入貿易統計』2007年12月版の数値を、円ドル為替レート1円0.008508ドルで換算して表示（UN Comtradeに準拠）。

d) 基準税率は財務省『実行関税率表』2008年4月版に基づく。括弧なしはWTO協定税率で設定されたもの。「暫」「特」はそれぞれ暫定税率、特惠税率で設定されたもの。%表示は従価税、円/単位表示は従量税を表す。

e) 削減・撤廃スケジュールは日本・チリ経済連携協定「附属書一」に記載されている削減・撤廃スケジュールに基づく。「A」は「協定の効力発生の日に撤廃」、「B_n」（ $n = 5, 7, 10, 12, 15$ ）は「協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの n 回の毎年均等な引き下げにより、撤廃」を意味する。他の記号については、以下の注を参照。

f) 関税割当を実施。協定発効から5年目以降に関税割当について再交渉を行う予定。

表4：チリの日本からの輸入品目、金額、関税率、関税撤廃スケジュール（2007年）

HSコード ^{a)}	品目 ^{b)}	輸入金額 ^{c)}	基準税率 ^{d)}	削減・撤廃 スケジュール ^{e)}
87032391	乗用車(ガソリンエンジン, 1,500cc~3,000cc)	219,192	6%	A
27101940	石油・歴青油(軽油)	201,988	6%	A
87032291	乗用車(ガソリンエンジン, 1,000cc~1,500cc)	181,267	6%	A
87042121	貨物自動車(ディーゼルエンジン, 5t以下)	137,930	6%	A
87042271	貨物自動車(ディーゼルエンジン, 5t~20t)	46,463	6%	A
87032491	乗用車(ガソリンエンジン, 3,000cc超)	43,510	6%	A
87043121	貨物自動車(ガソリンエンジン, 5t以下)	37,722	6%	A
40116910	トレッド付き車両用ゴム製タイヤ(新品)	36,978	6%	A
84295210	メカニカルショベル等(上部構造が360度回転するもの)	35,187	6%	A
84119900	その他のガスタービンの部品	30,550	6%	A
27101930	石油・歴青油(ジェットエンジン用)	73,590	6%	A
28070000	硫酸、発煙硫酸	20,157	6%	A
87041090	ダンプカー	18,197	6%	A
87033291	乗用車(ディーゼルエンジン, 1,500cc~2,500cc)	17,430	6%	A
89019012	その他の貨物船・貨客船	15,782	6%	A
84295190	フロントエンド型ショベルローダー	15,647	6%	A
40112000	ゴム製貨物自動車用新品空気タイヤ	14,327	6%	B5
...
輸入総額		1,611,351		
輸入額上位50品目合計(a)		1,318,788		
aのうち有税から即時撤廃(A)品目計(b)		1,262,545	$b/a(\times 100\%) = 95.7\%$	
aのうち段階引き下げ(Bn)品目計(c)		31,697	$c/a(\times 100\%) = 2.4\%$	

a) HSコードは Dirección Nacional de Aduanas, *Arancl Aduanero 2006* の Código del S. A. に基づく。

b) 品目名は JETRO『品目分類定義表(米国)』をベースに, Dirección Nacional de Aduanas, *Arancl Aduanero 2006* および財務省『実行関税率表』2008年4月版を参照して作成しており, 便宜上表現を変えている。

c) 単位は千米ドル。Dirección Nacional de Aduanas の ESTACOMEX より作成。

d) 基準税率は Dirección Nacional de Aduanas, *Arancl Aduanero 2006* に基づく。%表示は従価税を表す。

e) 削減・撤廃スケジュールは Acuerdo entre la República de Chile y Japón para una Asociación Económica Estratégica の Anexo I に記載されている削減・撤廃スケジュールに基づく。「A」は「協定の効力発生の日に撤廃」, 「B5」は「協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの5回の毎年均等な引き下げにより, 撤廃」を意味する。

1,878 万米ドルで、日本からの輸入総額（16 億 1,135 万米ドル）の 82% を占めている。前述したように、チリの関税体系は一律関税率で、少数の例外品目を除いてすべて 6% である。上位 50 品目のうち、この 6% が発行日に撤廃される品目は 45 品目で、ほとんどの品目について 6% の引き下げが行われたことになる（上位 50 品目中の割合は 95.7%）。一方、段階引き下げの対象品目は 4 品目で、50 品目に占める割合は 2.4% に過ぎない。また、もともと無税であった品目は上位 50 品目にはない。これらのことから、チリの輸入に関していえば、日本との EPA はチリの輸入構造に大きな影響を与えたといえるかもしれない。

3 結 語

品目別に検討する限り、日本・チリ EPA は両国の貿易構造に、渡邊（2004）が述べる「非対称な効果」をもたらしているといえるかもしれない。現状ではチリに輸出面において大きな利益があるとはいいいくかもしれない。チリの輸出の大半を銅関連品が占めている状況では、チリの対日貿易は、関税というよりはむしろ、銅の国際相場に大きな影響を受けているといえる。銅関連品以外の品目においても、農産物を中心とした品目で、日本の関税率が漸進的に引き下げられている状況では、短期的な効果が得られにくいという側面もある。

一方で、日本にとっては対チリ輸出品の大半が関税撤廃の恩恵を受けたといえるかもしれない。しかしながら、この効果については厳密な検証と、長期的な経過観察によって明らかとなるであろう。いずれにしても、発効後数年での検証は難しく、長期的な観点で効果を検証する必要があると思われる。

A 日本・チリ経済連携協定の附属書一（一部）

附属書一（第三章関係） 第十四条に関する表

第一部 一般的注釈

- 1 第十四条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。
 - (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
 - (b) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
 - (c) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
 - (d) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
 - (e) 表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十三回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
 - (f) 日本国の表の4欄に「B12*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従って、撤廃する。
 - (g) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
 - (h) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、

表の 5 欄の注釈に定める条件に従って、引き下げる。

- (i) 表の 4 欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従う。
 - (j) 表の 4 欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従って交渉する。
 - (k) 表の 4 欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、いかなる約束（関税の撤廃、引下げ等）の対象からも除外される。
- 2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この 2 の規定は、統一システムの第〇二〇三・一九号、第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第〇二〇六・四九号、第〇七〇三・一〇号、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号、第一六〇二・四九号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一三号及び第七四〇三・一九号に分類される原産品について課される関税であって、第二部第一節の注釈 2(b)又は第二部第二節の日本国の表の 3 欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 3 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 4 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の 3 欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。
- 5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
- (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
 - (b) その後の毎年の引下げは、この部及び第二部については毎年四月一日

に行い、この部及び第三部については毎年一月一日に行う。

- 6 この部及び第二部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。
- 7 この部及び第三部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。
- 8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。)

第二部

第一節 日本国の表についての注釈

次の1から11までの規定に定める条件は、チリから輸入されるチリの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

- 1 関税割当ては、次の規定に従って行う。
 - (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
 - (i) 一年目については、千三百メートル・トン
 - (ii) 二年目については、千九百五十メートル・トン
 - (iii) 三年目については、二千六百メートル・トン

- (iv) 四年目については、三千二百五十メートル・トン
 - (v) 五年目については、四千メートル・トン
 - (b) 一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。
 - (i) 一年目及び二年目については、三十四・六パーセント
 - (ii) 三年目、四年目及び五年目については、三十・八パーセント
 - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
 - (d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
 - (e) この1の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。
- 2 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
 - (i) 一年目については、三万二千メートル・トン
 - (ii) 二年目については、三万八千七百五十メートル・トン
 - (iii) 三年目については、四万五千五百メートル・トン
 - (iv) 四年目については、五万二千二百五十メートル・トン
 - (v) 五年目については、六万メートル・トン
 - (b) 一年目から五年目までの枠内税率は、次のとおりとする。
 - (i) 表の2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三・五三円以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。表の2欄に一個の星

印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三・五三円を超え、五百三十五・五三円を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五・五三円と課税価格との差額とする。表の2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五・五三円を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

- (ii) 表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七・一五円を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七・一五円と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七・一五円を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。
- (iii) 表の2欄に三個の星印（***）を付した品目に分類される原産品については、十六・〇パーセントとする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- (e) この2の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入され、表の2欄に一個の星印（*）又は二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別

セーフガード措置を適用しない。

3 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
 - (i) 一年目については、六百メートル・トン
 - (ii) 二年目については、六百三十七メートル・トン
 - (iii) 三年目については、六百七十五メートル・トン
 - (iv) 四年目については、七百十二メートル・トン
 - (v) 五年目については、七百五十メートル・トン
 - (b)(i) 表の 2 欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品については、一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。
 - (A) 一年目及び二年目については、十一・五パーセント
 - (B) 三年目、四年目及び五年目については、七・六パーセント
 - (ii) 表の 2 欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品については、一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。
 - (A) 一年目及び二年目については、十九・一パーセント
 - (B) 三年目、四年目及び五年目については、十二・七パーセント
 - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
 - (d) 両締約国は、五年目において、第十四条 3 の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- 4 両締約国は、五年目において、第十四条 3 の規定に従って、市場アクセ

スの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、三千五百メートル・トン

(ii) 二年目については、四千メートル・トン

(iii) 三年目については、四千五百メートル・トン

(iv) 四年目については、五千メートル・トン

(v) 五年目については、五千五百メートル・トン

(b) 一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目及び二年目については、十・七パーセント

(ii) 三年目、四年目及び五年目については、八・五パーセント

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6 両締約国は、三年目において、第十四条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

7 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

8 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、三千七百メートル・トン

- (ii) 二年目については、三千九百メートル・トン
 - (iii) 三年目については、四千百メートル・トン
 - (iv) 四年目については、四千三百メートル・トン
 - (v) 五年目については、五千メートル・トン
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量を適用する。
- 9 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十九・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 10 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十七・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 11 関税については、基準税率から無税までの次の規定に従った引下げにより、撤廃する。
- (a) この協定の効力発生の日から十三・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十・二五円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
 - (b) 二年目の初日から十二・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十三・五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
 - (c) 三年目の初日から十一・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十六・七

- 五円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (d) 四年目の初日から十・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (e) 五年目の初日から九・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (f) 六年目の初日から八・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (g) 七年目の初日から六・九パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (h) 八年目の初日から五・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (i) 九年目の初日から四・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (j) 十年目の初日から三・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (k) 十一年目の初日から二・三パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (l) 十二年目の初日から一・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (m) 十三年目の初日から無税

参 考 文 献

- De la Cuadra, S. and D. Hachette (1991). "Chile". In D. Papageorgiou, M. Michaely, and A. M. Choski, (eds), *Liberalizing Foreign Trade: Volume 1 The Experience of Argentina, Chile and Uruguay*. Basil Blackwell, pp. 170-319.
- Hachette, D. (2000). "La Reforma Comercial". In F. Larrain and R. Vergara, (eds), *La Transformación Económica de Chile*. Santiago, Chile: Centro de Estudios Públicos.
- Lederman, D. (2005). *The political economy of protection: theory and the Chilean experience*.

Stanford, California : Stanford University Press.

渡邊頼純 (2004). 「日本の自由貿易協定戦略を考える」, 外交フォーラム, 17(5) pp. 44-49.